

第 6 2 号議案

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

中間市長 松下 俊男

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(中間市行政財産使用料条例の一部改正)

第 1 条 中間市行政財産使用料条例(昭和 61 年中間市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改める。

(中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例(平成 6 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

	使用料
ゲートボール場	無料
集会所(和室 1 部屋 1 時間当たり)	430 円

(備考)

- 1 集会所において冷暖房施設を使用した場合は、1 時間当たり 210 円を使用料に加算するものとする。
- 2 市外の者が使用するとき、別表に定める使用料に 5 割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(中間市地域総合福祉会館設置条例の一部改正)

第 3 条 中間市地域総合福祉会館設置条例(平成 13 年中間市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

施設区分	使用時間	使用料
会議室 1	9 時から 21 時まで	610 / 時
会議室 2	9 時から 21 時まで	610 / 時
研修室 1	9 時から 21 時まで	610 / 時
研修室 2	9 時から 21 時まで	610 / 時
視聴覚室	9 時から 21 時まで	610 / 時
和室	9 時から 21 時まで	貸切 300 / 時 200 / 日
文化教養室 1	9 時から 21 時まで	300 / 回 (1 回 90 分)
文化教養室 2	9 時から 21 時まで	300 / 回 (1 回 90 分)

調理実習室	9時から17時まで	610 / 時
浴室 1	10時から20時まで	小学生 150
		中学生～65歳未満 300
浴室 2	10時から20時まで	高齢者 200
		障害者 200
ケア・プール アクアトレーナー トレーニングルーム	9時から17時まで	300 / 回
舞台	9時から17時まで	1,020 / 時 (舞台占有使用料)
付属設備、備品等	規則で定める額	

(中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 中間市人権センター設置及び管理に関する条例(平成15年中間市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区分 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人数
研修室	510円	610円	81平方メートル	約50人
会議室	250円	410円	17平方メートル	約15人
教養文化室	250円	410円	14平方メートル	約10人
調理室	350円	410円	30平方メートル	約15人

(中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例(昭和55年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

別表第1の表の部分を次のように改める。

区分 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		
			面積	収容人員	
軽運動室	430円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人	
料理講習室	270円	430円	57平方メートル	約24人	
講習室	第1	270円	430円	57平方メートル	約36人
	第2	270円	430円	57平方メートル	約36人

別表第2の表の部分を次のように改める。

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,020円	4,540円	7,560円	7,560円	10,580円	15,120円

別表第3の表の部分を次のように改める。

区分 室名等	使用料	備考	
		面積	収容人員

陶芸室		220 円 / 時	106 平方メートル	約 20 人
陶芸窯	本焼	6,480 円 / 回		
(電気窯)	素焼	3,240 円 / 回		

(中間市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 6 条 中間市道路占用料徴収条例(昭和 53 年中間市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改める。

(中間市砕石採取料徴収条例の一部改正)

第 7 条 中間市砕石採取料徴収条例(昭和 35 年中間市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改める。

(中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年中間市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改める。

(中間市営都市公園条例の一部改正)

第 9 条 中間市営都市公園条例(昭和 40 年中間市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改める。

(中間市下水道条例の一部改正)

第 10 条 中間市下水道条例(平成 10 年中間市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「、1.05」を「100 分の 108」に改める。

(中間市地域下水処理施設条例の一部改正)

第 11 条 中間市地域下水処理施設条例(昭和 47 年中間市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

(中間市立学校施設使用条例の一部改正)

第 12 条 中間市立学校施設使用条例(昭和 60 年中間市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

施設名	使用料
屋内運動場(体育館・武道場)	1 時間当たり(1 時間未満は 1 時間とする。) 390 円
夜間照明設置屋外運動場	照明使用の場合 1 時間当たり(1 時間未満は 1 時間とする。) 1,300 円

(中間市生涯学習センター条例の一部改正)

第 13 条 中間市生涯学習センター条例(平成 15 年中間市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表の部分を次のように改める。

区分 \ 室名等		使用料	冷暖房料 (1 時間当たり)	備考	
				面積	収容人員
第 1 研修室		430 円 / 時	430 円	86 平方メートル	43 人
		650 円 / 時			
第 2 研修室		320 円 / 時	430 円	65 平方メートル	31 人
		490 円 / 時			
第 3 研修室		430 円 / 時	430 円	98 平方メートル	37 人
		650 円 / 時			
第 4 研修室		320 円 / 時	430 円	67 平方メートル	31 人
		490 円 / 時			
視聴覚室		430 円 / 時	430 円	97 平方メートル	37 人
		650 円 / 時			
工芸実習室		320 円 / 時	430 円	86 平方メートル	25 人
		490 円 / 時			
陶芸窯 (電気窯)	本焼	6,480 円 / 回			
	素焼	3,240 円 / 回			
和室 1		320 円 / 時	320 円	15 畳	30 人
		490 円 / 時			
和室 2		320 円 / 時	320 円	20 畳	40 人
		490 円 / 時			
多目的ホール		320 円 / 時	430 円	95 平方メートル	50 人
		490 円 / 時			
体育館	全面	320 円 / 時	空調設備なし	526 平方メートル	600 人
		650 円 / 時			
	半面	160 円 / 時			
		320 円 / 時			
	卓球	110 円 / 時			
		220 円 / 時			
	走路	50 円 / 時			
		110 円 / 時			

別表第 2 の表の部分を次のように改める。

9 時 ~ 12 時	13 時 ~ 17 時	18 時 ~ 21 時	9 時 ~ 17 時	13 時 ~ 21 時	全日
3,020 円	4,540 円	7,560 円	7,560 円	10,580 円	15,120 円

(中間市中央公民館条例の一部改正)

第 14 条 中間市中央公民館条例(昭和 53 年中間市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「を使用しようとする者」を「の使用料」に、「額の使用料を納入しなければならない」を「とおりとする」に改め、同条第2項を削る。

別表第1の表の部分を次のように改める。

区分 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人員
講堂	760円	1,080円	221平方メートル	約206人
視聴覚室	270円	430円	48平方メートル	約30人
茶室	270円	430円	28平方メートル	約18人
和室	430円	650円	60平方メートル	約42人
調理実習室	430円	650円	100平方メートル	約36人
第1研修室	430円	650円	100平方メートル	約72人
第2研修室	270円	430円	45平方メートル	約24人
第3研修室	430円	650円	61平方メートル	約45人
第4研修室	270円	430円	29平方メートル	約16人

別表第2の表の部分を次のように改める。

区分 室名等	使用料	備考	
		面積	収容人員
陶芸室	110円/時	63平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼 6,480円/回		
(電気窯)	素焼 3,240円/回		

(中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例(平成3年中間市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「210円」を「220円」に改める。

(中間市武道場設置条例の一部改正)

第16条 中間市武道場設置条例(昭和47年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

使用料(1時間当たり)		
区分	市内	130円
	市外	260円

(中間市弓道場設置条例の一部改正)

第17条 中間市弓道場設置条例(昭和54年中間市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

使用料(1時間当たり)			
区分	個人	市内	60円
		市外	130円
	専用	市内	130円

	市外	260 円
--	----	-------

(中間市庭球場使用条例の一部改正)

第 18 条 中間市庭球場使用条例(昭和 52 年中間市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表の部分を次のように改める。

	区分	時間							全日
		9 時 ~ 11 時	11 時 ~ 13 時	13 時 ~ 15 時	15 時 ~ 17 時	17 時 ~ 19 時	19 時 ~ 21 時		
テニスコート 一面につき	一般	ジョイパ ルなかま	1,040 円						8,420 円
		屋島	390 円						3,240 円
	小中 高生	ジョイパ ルなかま	520 円						4,210 円
		屋島	190 円						1,940 円

別表第 2 の表の部分を次のように改める。

区分 \ 時間	市内	市外
	1 時間	520 円

(中間市営野球場使用条例の一部改正)

第 19 条 中間市営野球場使用条例(昭和 53 年中間市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

野球場使用料

時間 \ 区分	午前 6 時から午前 8 時半まで	午前 9 時から午前 11 時半まで	午前 11 時半から午後 2 時まで	午後 2 時から午後 4 時半まで	午後 5 時から午後 7 時半まで	午後 7 時半から午後 10 時まで
市内	3,240 円	3,240 円	3,240 円	3,240 円	3,240 円	3,240 円
市外	6,480 円	6,480 円	6,480 円	6,480 円	6,480 円	6,480 円

備考

- 1 高等学校の生徒以下のものが使用する場合は規定使用料の半額とする。この場合において、当該使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に 25 を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。

- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に 100 を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。

別表第 2(第 5 条関係)

夜間照明使用料

区分	料金		備考
	市内	市外	
30 分間	3,240 円	3,890 円	使用時間が 30 分に満たない場合は 30 分とする

(中間市市民会館設置条例の一部改正)

第 20 条 中間市市民会館設置条例(平成 8 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 5 条関係)

基本使用料

(単位：円)

施設区分		使用区分						冷暖房料 (1 時間 当たり)
		午前(9 時 から 12 時まで)	午後(13 時から 17 時まで)	夜間(18 時から 22 時まで)	午前～午後 (9 時から 1 7 時まで)	午後～夜間 (13 時から 22 時まで)	終日(9 時 から 22 時まで)	
大 ホ ー ル	平日	10,370	15,550	18,140	23,330	30,330	39,660	8,750
	土・日 曜日・ 休日	12,960	19,440	23,330	29,160	38,490	50,160	
小 ホ ー ル	平日	5,180	7,780	9,720	11,660	15,810	20,480	3,020
	土・日 曜日・ 休日	6,480	9,720	12,310	14,640	19,830	25,660	
楽屋 1		1,040	1,560	1,940	2,330	3,110	4,150	220
楽屋 2(和 室)		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110
楽屋 3		390	520	780	780	1,170	1,560	110
楽屋 4		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110
控室		390	520	780	780	1,170	1,560	110
パントリー		1,040	1,560	1,940	2,330	3,110	4,150	110
展示ロビー		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	
展示室(ギャ ラリー)		3,110	4,540	5,830	6,870	9,330	12,180	430
特別会議室		3,760	5,570	7,000	8,420	11,280	14,640	650
会議室 1(2 F)		1,430	2,070	2,720	3,110	4,280	5,570	220
会議室 2(3 F)		1,300	1,940	2,590	2,980	4,150	5,310	220
会議室 3(3 F)		910	1,300	1,680	1,940	2,720	3,500	220

会議室 4(3 F・舞台付和 室)	1,560	2,330	2,850	3,500	4,670	6,090	320
会議室 5(3 F)茶室	780	1,170	1,430	1,810	2,330	2,980	110
和室 1	520	780	910	1,170	1,560	1,940	110
和室 2	390	520	780	780	1,170	1,560	110
和室 3	520	780	910	1,170	1,560	1,940	110
附属設備、 備品等	規則で定める額						

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 2 次の各号に掲げる場合の使用料は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、冷暖房料は、基本使用料の額とする。
 - (1) 使用者が営利目的として使用する場合 100 分の 300 を乗ずる。ただし、入場料の最高額が 3,000 円以上徴収する大ホール、小ホール、展示ロビー、展示室の使用をする場合には適用しない。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収する場合次に掲げる率を乗じた額とする。
 - ア 入場料等の最高額が 1,000 円以上 3,000 円未満のとき 100 分の 200
 - イ 入場料等の最高額が 3,000 円以上 5,000 円未満のとき 100 分の 250
 - ウ 入場料等の最高額が 5,000 円以上のとき 100 分の 300
 - エ 営利目的として利用するとき 100 分の 300
- 3 ホールの舞台のみの使用の使用料は、当該ホールの基本使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 4 前項の場合においては、第 2 項の規定は適用しない。
- 5 使用区分を超過して使用する許可を受けた場合の 1 時間当たりの超過使用料は、使用目的にかかわらず、次のとおりとする。この場合において、当該超過使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

時間の区分	超過使用料の額	摘要
12 時から 13 時まで	使用区分の 9 時から 12 時までの欄に定める基本使用料の額を 3 で除して得た額	備考 2 又は備考 3 に規定する使用における超過使用料は、左記の区分で得た額にそれぞれ備考 2 各号又は備考 3 に規定する率を乗じて得た額とする。
17	使用区分の 18 時から 22 時までの	

時から 18 時まで	欄に定める基本使用料の額を4で 除して得た額
22 時から 9時 まで	使用区分の18時から22時までの 欄に定める基本使用料の額を4で 除して得た額に100分の120を乗 じて得た額

- 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 7 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 8 市民会館を2日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

(中間市体育文化センター使用条例の一部改正)

第21条 中間市体育文化センター使用条例(昭和53年中間市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

体育文化センター使用料

		区分		一般	高・中・小校生
		スポーツ部門使用料	共用	卓球	1式 1回 (2時間以内)
バドミントン	1面 1回 (2時間以内)			390円	310円
バレーボール 軟式テニス バスケットボール	1面 1回 (2時間以内)			780円	630円
	専用	午前の部	午後の部	夜間の部	
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	
		3,890円	5,830円	7,780円	

備考

- 1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。

- 3 市民以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める額の5割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

別表第2の表の部分の部分を次のように改める。

	時間帯 種別		午前の部	午後の部	夜間の部	午前と午後 の部	午後と夜間 の部	全日の 部	
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
ホール使用料	基本料金	平日	A	3,890円	6,480円	9,070円	9,720円	14,900円	18,790円
			B	5,830円	9,720円	13,610円	14,900円	22,680円	28,510円
	土曜日 祝日	A	4,670円	7,780円	11,020円	11,660円	18,140円	21,380円	
		B	7,000円	11,660円	16,460円	18,140円	27,220円	34,340円	

別表第3を次のように改める。

別表第3(第8条関係)

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また、第1表の共用区分については、5割相当額を加算した額とする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の額の端数があるときは、四捨五入するものとする。ただし、午後10時以降翌日の午前9時まで、次の表に定めるとおりとし、この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

区分	1時間当たりの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	使用時間の区分「夜間」の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	使用時間の区分「午前」の欄に規定する額の4割に相当する額

2 舞台練習、舞台準備のための舞台面(ステージ)のみ使用する場合の使用料

別表第2に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料(当該区分の使用時間を超えて使用するときの使用料は前項の規定により算出した額)の5割に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

3 冷暖房使用料

区分	金額(1時間当たり)
冷房使用料	9,180円
暖房使用料	9,720円

4 備品その他附属設備の使用料

器具名	単位	金額(4時間につき)
フロアシート	全面	1,300円
折りたたみ椅子	500脚未満	1,300円

		以上	2,590 円
ピアノ		1 台	1,940 円
金屏風		半双	1,300 円
スクリーン		1 枚	650 円
放送装置	アンプシステム	1 式	1,940 円
	マイク	1 本	390 円
	ワイヤレスマイク	1 本	650 円
	エコーマシン	1 台	1,300 円
	プレーヤー	1 台	390 円
	デッキ	1 台	390 円
照明施設	フットライト	1 式	910 円
	サイドスポットライト	1 式	910 円
	ボードライト	1 式	3,240 円
	サスペンションライト	1 式	2,590 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	1,560 円
	ロアホリゾンライト	1 式	1,560 円
	シーリングライト	1 式	3,500 円
	センターピンスポットライト	1 台	6,480 円

(1) 使用時間を超過して使用するときの超過使用料は、1 時間ごとに 1 回の使用料の 3 割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(2) ピアノ調律料は、実費を徴収する。

(中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 22 条 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例(平成 22 年中間市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

区分 室名	会議室等使用料 (1 時間当たり)	冷暖房料 (1 時間当たり)	備考	
			面積	収容人員
会議室 1	320 円	220 円	61 平方メートル	48 人
会議室 2	220 円	220 円	32 平方メートル	24 人
和室	220 円	220 円	42 平方メートル	24 人
調理室	320 円	320 円	42 平方メートル	21 人

(中間市水道事業給水条例の一部改正)

第 23 条 中間市水道事業給水条例(昭和 34 年中間市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 41 条第 1 項中「100 分の 105 を乗じて得た金額」を「100 分の 108 を乗じて得た額」に改める。

第 50 条第 2 項及び第 50 条の 2 第 2 項中「消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改める。

第 54 条第 1 項中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

(中間市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 24 条 中間市立病院使用料及び手数料条例(昭和 40 年中間市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた」を「100 分の 108 を乗じて得た」に改め、同項ただし書中「10 円未満の額は四捨五入する」を「その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(使用料等の消費税に関する経過措置)
- 2 第 10 条の規定による改正後の中間市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料については、なお従前の例による。
- 3 第 11 条の規定による改正後の中間市地域下水道処理施設条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している地域下水処理施設の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した使用料については、なお従前の例による。
- 4 第 23 条の規定による改正後の中間市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金については、なお従前の例による。

(第1条関係)

中間市行政財産使用料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、使用料は年額とし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地を、前号以外の目的に使用する場合及び建物を使用する場合の使用料の額は、別表第2に定めるところにより算定した額とする。この場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、当該使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を使用料の額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、使用料は年額とし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土地を、前号以外の目的に使用する場合及び建物を使用する場合の使用料の額は、別表第2に定めるところにより算定した額とする。この場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税が課される部分があるときは、当該使用料の額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額を加えた額を使用料の額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>

(第2条関係)

中間市多目的広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="176 443 741 576"><thead><tr><th></th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>ゲートボール場</td><td>無料</td></tr><tr><td>集会所(和室1部屋1時間当たり)</td><td>430円</td></tr></tbody></table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none">1 集会所において冷暖房施設を使用した場合は、1時間当たり210円を使用料に加算するものとする。2 市外の者が使用するときは、別表に定める使用料に5割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		使用料	ゲートボール場	無料	集会所(和室1部屋1時間当たり)	430円	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1178 443 1704 576"><thead><tr><th></th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>ゲートボール場</td><td>無料</td></tr><tr><td>集会所(和室一部屋1時間当たり)</td><td>420円</td></tr></tbody></table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none">1 集会所において冷暖房施設を使用した場合は、1時間当たり210円を使用料に加算するものとする。2 市外の者が使用するときは、別表に定める使用料に5割を加算した額とする。		使用料	ゲートボール場	無料	集会所(和室一部屋1時間当たり)	420円
	使用料												
ゲートボール場	無料												
集会所(和室1部屋1時間当たり)	430円												
	使用料												
ゲートボール場	無料												
集会所(和室一部屋1時間当たり)	420円												

(第3条関係)

中間市地域総合福祉会館設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表 基本使用料			別表 基本使用料		
施設区分	使用時間	使用料	施設区分	使用時間	使用料
会議室 1	9時から21時まで	610 / 時	会議室 1	AM9:00 ~ PM9:00	600 / 時
会議室 2	9時から21時まで	610 / 時	会議室 2	AM9:00 ~ PM9:00	600 / 時
研修室 1	9時から21時まで	610 / 時	研修室 1	AM9:00 ~ PM9:00	600 / 時
研修室 2	9時から21時まで	610 / 時	研修室 2	AM9:00 ~ PM9:00	600 / 時
視聴覚室	9時から21時まで	610 / 時	視聴覚室	AM9:00 ~ PM9:00	600 / 時
和室	9時から21時まで	貸切	和室	AM9:00 ~ PM9:00	貸切
		300 / 時			300 / 時
		200 / 日			200 / 日
文化教養室 1	9時から21時まで	300 / 回	文化教養室 1	AM9:00 ~ PM9:00	300 / 回
		(1回90分)			(1回90分)
文化教養室 2	9時から21時まで	300 / 回	文化教養室 2	AM9:00 ~ PM9:00	300 / 回
		(1回90分)			(1回90分)
調理実習室	9時から17時まで	610 / 時	調理実習室		600 / 時
浴室 1	10時から20時まで	小学生	浴室 1	AM10:00 ~ PM8:00	小学生
		150			150
		中学生 ~ 65歳未満			中学生 ~ 65歳未満
		300			300
浴室 2	10時から20時まで	高齢者	浴室 2	AM10:00 ~ PM8:00	高齢者
		200			200
		障害者			障害者
		200			200
ケア・プール	9時から17時まで	300 / 回	ケア・プール	AM9:00 ~ PM5:00	300 / 回

アクアトレーナー トレーニングルーム			アクアトレーナー トレーニングルーム		
舞台	9時から17時まで	1,020 / 時 (舞台占有使用料)	舞台	AM9:00 ~ PM5:00	1000 / 時 (舞台占有使用料)
付属設備、備品等	規則で定める額		付属設備・備品等	規則で定める額	

(第4条関係)

中間市人権センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表(第9条関係) 中間市人権センター使用料					別表(第9条関係) 中間市人権センター使用料				
区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		区分 ＼ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人数				面積	収容人数
研修室	510円	610円	81平方メートル	約50人	研修室	500円	600円	81平方メートル	約50人
会議室	250円	410円	17平方メートル	約15人	会議室	250円	400円	17平方メートル	約15人
教養文化室	250円	410円	14平方メートル	約10人	教養文化室	250円	400円	14平方メートル	約10人
調理室	350円	410円	30平方メートル	約15人	調理室	350円	400円	30平方メートル	約15人

(第5条関係)

中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後					改正前																																																																				
<p>本則</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>中間市働く婦人の家室別使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th rowspan="2">室料 (1時間当たり)</th> <th rowspan="2">冷暖房料 (1時間当たり)</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽運動室</td> <td>430円</td> <td>冷暖房なし</td> <td>315平方メートル</td> <td>約350人</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>270円</td> <td>430円</td> <td>57平方メートル</td> <td>約24人</td> </tr> <tr> <td>講習室 第1</td> <td>270円</td> <td>430円</td> <td>57平方メートル</td> <td>約36人</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>270円</td> <td>430円</td> <td>57平方メートル</td> <td>約36人</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>スポーツ以外の軽運動室利用料金表</p>					区分 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		面積	収容人員	軽運動室	430円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人	料理講習室	270円	430円	57平方メートル	約24人	講習室 第1	270円	430円	57平方メートル	約36人	第2	270円	430円	57平方メートル	約36人	<p>本則</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料は、当該使用料に消費税の税率100分の5を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、10円未満の額は四捨五入するものとする。</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>中間市働く婦人の家室別使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 室名</th> <th rowspan="2">1室 (1時間当たり)</th> <th rowspan="2">冷暖房料 (1時間当たり)</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>面積</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽運動室</td> <td>400円</td> <td>冷暖房なし</td> <td>315平方メートル</td> <td>約350人</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>250円</td> <td>400円</td> <td>57平方メートル</td> <td>約24人</td> </tr> <tr> <td>講習室 第1</td> <td>250円</td> <td>400円</td> <td>57平方メートル</td> <td>約36人</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>250円</td> <td>400円</td> <td>57平方メートル</td> <td>約36人</td> </tr> <tr> <td>和室 第1</td> <td>150円</td> <td>100円</td> <td>8畳</td> <td>約15人</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>150円</td> <td>100円</td> <td>10畳</td> <td>約18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>スポーツ以外の軽運動室利用料金表</p>					区分 室名	1室 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		面積	収容人員	軽運動室	400円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人	料理講習室	250円	400円	57平方メートル	約24人	講習室 第1	250円	400円	57平方メートル	約36人	第2	250円	400円	57平方メートル	約36人	和室 第1	150円	100円	8畳	約15人	第2	150円	100円	10畳	約18人
区分 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考																																																																						
			面積	収容人員																																																																					
軽運動室	430円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人																																																																					
料理講習室	270円	430円	57平方メートル	約24人																																																																					
講習室 第1	270円	430円	57平方メートル	約36人																																																																					
第2	270円	430円	57平方メートル	約36人																																																																					
区分 室名	1室 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考																																																																						
			面積	収容人員																																																																					
軽運動室	400円	冷暖房なし	315平方メートル	約350人																																																																					
料理講習室	250円	400円	57平方メートル	約24人																																																																					
講習室 第1	250円	400円	57平方メートル	約36人																																																																					
第2	250円	400円	57平方メートル	約36人																																																																					
和室 第1	150円	100円	8畳	約15人																																																																					
第2	150円	100円	10畳	約18人																																																																					

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
3,020円	4,540円	7,560円	7,560円	10,580円	15,120円

9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	全日
2,800円	4,200円	7,000円	7,000円	9,800円	14,000円

別表第3(第7条関係)

中間市働く婦人の家陶芸室使用料金表

区分 室名等	使用料	備考	
		面積	収容人員
陶芸室	220円/時	106平方メートル	約20人
陶芸窯 (電気窯)	本焼 素焼	6,480円/回 3,240円/回	— —

別表第3(第7条関係)

中間市働く婦人の家陶芸室使用料金表

区分 室名等	1室 (1時間当たり)	備考	
		面積	収容人員
陶芸室	200円	106平方メートル	約20人
陶芸窯 (電気窯)	本焼 素焼	1回につき6,000円 1回につき3,000円	— —

(第6条関係)

中間市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (占用料の額) 第2条 (略) 2 別表中日額をもって定める占用料の額は、当該占用料に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。</p>	<p>本則 (占用料の額) 第2条 (略) 2 別表中日額をもって定める占用料の額は、当該占用料に <u>消費税の税率100分の5</u> を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。</p>

(第7条関係)

中間市砕石採取料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (採取料) 第7条 (略) 2 前項に定める採取料は、当該採取料に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u> とする。この場合において、10 円未満の額は四捨五入するものとする。</p>	<p>本則 (採取料) 第7条 (略) 2 前項に定める採取料は、当該採取料に <u>消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた額</u> とする。この場合において、10 円未満の額は四捨五入するものとする。</p>

(第8条関係)

中間市砕石採取料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (採取料) 第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める採取料は、当該採取料に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u> とする。この場合において、10 円未満の額は四捨五入するものとする。</p>	<p>本則 (採取料) 第7条 (略)</p> <p>2 前項に定める採取料は、当該採取料に <u>消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた額</u> とする。この場合において、10 円未満の額は四捨五入するものとする。</p>

(第9条関係)

中間市営都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第2章 公園の管理 (使用料)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料は、当該使用料に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 公園の管理 (使用料)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料は、当該使用料に消費税の税率100分の5を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、この場合10円未満の額は四捨五入するものとする。</p>

(第10条関係)

中間市下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 排水設備の設置等(第3条 - 第7条)</p> <p>第3章 公共下水道の使用(第8条 - 第18条)</p> <p>第4章 雑則(第19条 - 第28条)</p> <p>第5章 罰則(第29条 - 第31条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 公共下水道の使用</p> <p> (使用料の算定方法)</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第4に定めるところにより算出した合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 排水設備の設置等(第3条 - 第7条)</p> <p>第3章 公共下水道の使用(第8条 - 第18条)</p> <p>第4章 雑則(第19条 - 第28条)</p> <p>第5章 罰則(第29条 - 第31条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第3章 公共下水道の使用</p> <p> (使用料の算定方法)</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第4に定めるところにより算出した合計額に、<u>1.05</u> を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(第 11 条関係)

中間市地域下水処理施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (使用料) 第 6 条 (略)</p> <p>2 地域下水処理施設の使用料は、次の各号により算出した額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則 (使用料) 第 6 条 (略)</p> <p>2 地域下水処理施設の使用料は、次の各号により算出した額に、<u>100 分の 105</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(第 12 条関係)

中間市立学校施設使用条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表(第 5 条関係)		別表(第 5 条関係)	
<u>施設名</u>	<u>使用料</u>	<u>施設名</u>	<u>使用料</u>
屋内運動場(体育館・武道場)	1 時間当たり(1 時間未満は 1 時間とする。) 390 円	屋内運動場(体育館・武道場)	1 時間当たり(1 時間未満は 1 時間とする。) 380 円
夜間照明設置屋外運動場	照明使用の場合 1 時間当たり(1 時間未満は 1 時間とする。) 1,300 円	夜間照明設置屋外運動場	照明使用の場合 1 時間当たり(1 時間未満は 1 時間とする。) 1,260 円

(第13条関係)

中間市生涯学習センター条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1(第7条関係) 中間市生涯学習センター室別使用料金表					別表第1(第7条関係) 中間市生涯学習センター室別使用料金表				
区分 ＼ 室名等	使用料	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		区分 ＼ 室名等	1室 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人員				面積	収容人員
第1研修室	430円/時	430円	86平方メートル	43人	第1研修室	420円	420円	86平方メートル	43人
	650円/時					630円			
第2研修室	320円/時	430円	65平方メートル	31人	第2研修室	320円	420円	65平方メートル	31人
	490円/時					470円			
第3研修室	430円/時	430円	98平方メートル	37人	第3研修室	420円	420円	98平方メートル	37人
	650円/時					630円			
第4研修室	320円/時	430円	67平方メートル	31人	第4研修室	320円	420円	67平方メートル	31人
	490円/時					470円			
視聴覚室	430円/時	430円	97平方メートル	37人	視聴覚室	420円	420円	97平方メートル	37人
	650円/時					630円			
工芸実習室	320円/時	430円	86平方メートル	25人	工芸実習室	320円	420円	86平方メートル	25人
	490円/時					470円			
陶芸窯 (電気窯)	本焼 6,480円/回	—	—	—	陶芸窯 (電気窯)	本焼 1回につき6,300円	—	—	—
	素焼 3,240円/回					素焼 1回につき3,150円			

和室 1		320 円 / 時 490 円 / 時	320 円	15 畳	30 人
和室 2		320 円 / 時 490 円 / 時	320 円	20 畳	40 人
多目的ホー ル		320 円 / 時 490 円 / 時	430 円	95 平方メー トル	50 人
体育館	全面	320 円 / 時	空調設備なし	526 平方メー トル	600 人
		650 円 / 時			
	半面	160 円 / 時			
		320 円 / 時			
	卓球	110 円 / 時			
		220 円 / 時			
	走路	50 円 / 時			
		110 円 / 時			

和室 1		320 円 470 円	320 円	15 畳	30 人
和室 2		320 円 470 円	320 円	20 畳	40 人
多目的ホー ル		320 円 470 円	420 円	95 平方メー トル	50 人
体育館	全面	320 円	空調設備なし	526 平方メー トル	600 人
		630 円			
	半面	160 円			
		320 円			
	卓球	110 円			
		210 円			
走路	50 円 110 円				

別表第 2(第 7 条関係)

スポーツ以外の体育館使用料金表

9 時 ~ 12 時	13 時 ~ 17 時	18 時 ~ 21 時	9 時 ~ 17 時	13 時 ~ 21 時	全日
---------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----

別表第 2(第 7 条関係)

スポーツ以外の体育館使用料金表

9 時 ~ 12 時	13 時 ~ 17 時	18 時 ~ 21 時	9 時 ~ 17 時	13 時 ~ 21 時	全日
---------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----

<u>3,020 円</u>	<u>4,540 円</u>	<u>7,560 円</u>	<u>7,560 円</u>	<u>10,580 円</u>	<u>15,120</u> 円	<u>2,940 円</u>	<u>4,410 円</u>	<u>7,350 円</u>	<u>7,350 円</u>	<u>10,290 円</u>	<u>14,700</u> 円
----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	--------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	--------------------

(第 14 条関係)

中間市中央公民館条例新旧対照表

改正後					改正前				
<p>本則</p> <p>(使用料)</p> <p>第 5 条 公民館の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。</p> <p>(削る)</p>					<p>本則</p> <p>(使用料)</p> <p>第 5 条 公民館を使用しようとする者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項に定める使用料は、当該使用料に消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、10 円未満の額は四捨五入するものとする。</p>				
<p>別表第 1(第 5 条関係)</p> <p>中間市中央公民館室別使用料金表</p>					<p>別表第 1(第 5 条関係)</p> <p>中間市中央公民館室別使用料金表</p>				
区分 ＼ 室名	室料 (1 時間当 たり)	冷暖房料 (1 時間当 たり)	備考		区分 ＼ 室名	1 室 (1 時間当 り)	冷暖房料 (1 時間当 り)	備考	
			面積	収容人 員				面積	収容人 員
講堂	760 円	1,080 円	221 平方メー トル	約 206 人	講堂	700 円	1,000 円	221 平方メー トル	約 206 人
視聴覚室	270 円	430 円	48 平方メー トル	約 30 人	視聴覚室	250 円	400 円	48 平方メー トル	約 30 人
茶室	270 円	430 円	28 平方メー トル	約 18 人	茶室	250 円	400 円	28 平方メー トル	約 18 人
和室	430 円	650 円	60 平方メー トル	約 42 人	和室	400 円	600 円	60 平方メー トル	約 42 人
調理実習 室	430 円	650 円	100 平方メー トル	約 36 人	調理実習 室	400 円	600 円	100 平方メー トル	約 36 人
第 1 研修 室	430 円	650 円	100 平方メー トル	約 72 人	第 1 研修 室	400 円	600 円	100 平方メー トル	約 72 人
					第 2 研修 室	250 円	400 円	45 平方メー トル	約 24 人
					第 3 研修 室	400 円	600 円	61 平方メー トル	約 45 人

第2研修室	270円	430円	45平方メートル	約24人
第3研修室	430円	650円	61平方メートル	約45人
第4研修室	270円	430円	29平方メートル	約16人

別表第2(第5条関係)

中間市中央公民館陶芸室使用料金表

区分 室名等	使用料	備考	
		面積	収容人員
陶芸室	110円/時	63平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼 6,480円/回	—	—
(電気窯)	素焼 3,240円/回	—	—

第4研修室	250円	400円	29平方メートル	約16人
-------	------	------	----------	------

別表第2(第5条関係)

中間市中央公民館陶芸室使用料金表

区分 室名等	1室 (1時間当たり)	備考	
		面積	収容人員
陶芸室	100円	63平方メートル	約20人
陶芸窯	本焼 1回につき6,000円	—	—
(電気窯)	素焼 1回につき3,000円	—	—

(第 15 条関係)

中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (使用料) 第 6 条 市民グラウンドの使用料は、無料とする。ただし、照明を使用した場合は、1 時間につき 220 円の使用料を徴収する。</p>	<p>本則 (使用料) 第 6 条 市民グラウンドの使用料は、無料とする。ただし、照明を使用した場合は、1 時間につき 210 円の使用料を徴収する。</p>

(第 16 条関係)

中間市武道場設置条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>本則 (使用料) 第 3 条 武道場の使用料は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 544 483 676"><thead><tr><th colspan="3">使用料(1 時間当たり)</th></tr><tr><th>区分</th><th>市内</th><th>130 円</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>市外</td><td>260 円</td></tr></tbody></table>	使用料(1 時間当たり)			区分	市内	130 円		市外	260 円	<p>本則 (使用料) 第 3 条 武道場の使用料は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 544 1480 676"><thead><tr><th colspan="3">使用料(1 時間当たり)</th></tr><tr><th>区分</th><th>市内</th><th>130 円</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>市外</td><td>250 円</td></tr></tbody></table>	使用料(1 時間当たり)			区分	市内	130 円		市外	250 円
使用料(1 時間当たり)																			
区分	市内	130 円																	
	市外	260 円																	
使用料(1 時間当たり)																			
区分	市内	130 円																	
	市外	250 円																	

(第 17 条関係)

中間市弓道場設置条例新旧対照表

改正後				改正前			
本則 (使用料) 第 3 条 弓道場の使用料は、次の表に定めるとおりとする。				本則 (使用料) 第 3 条 弓道場の使用料は、次の表に定めるとおりとする。			
使用料(1 時間当たり)				使用料(1 時間当たり)			
区分	個人	市内	60 円	区分	個人	市内	60 円
		市外	130 円			市外	130 円
	専用	市内	130 円		専用	市内	130 円
		市外	260 円			市外	250 円

(第 18 条関係)

中間市庭球場使用条例新旧対照表

改正後										改正前											
別表第 1(第 4 条関係) 庭球場使用料金表										別表第 1(第 4 条関係) 庭球場使用料金表											
		時間		9 時	11 時	13 時	15 時	17 時	19 時	全日			時間		9 時	11 時	13 時	15 時	17 時	19 時	全日
		\		~ 11 時	~ 13 時	~ 15 時	~ 17 時	~ 19 時	~ 21 時				\		~ 11 時	~ 13 時	~ 15 時	~ 17 時	~ 19 時	~ 21 時	
区分				時	時	時	時	時	時		区分				時	時	時	時	時	時	
テニスコ ート一面 につき	一般	ジョイ パルな かま	1,040 円							8,42 0 円	テニスコ ート一面 につき	一般	ジョイ パルな かま	1,010 円							8,19 0 円
		屋島	390 円							3,24 0 円			屋島	380 円							3,15 0 円
	小中 高生	ジョイ パルな かま	520 円							4,21 0 円	小中 高生	ジョイ パルな かま	500 円							4,10 0 円	
		屋島	190 円							1,94 0 円		屋島	190 円							1,89 0 円	
別表第 2(第 4 条関係) 夜間照明使用料										別表第 2(第 4 条関係) 夜間照明使用料											
区分										区分										区分	
\		市内		市外						\		市内		市外						\	
時間										時間										時間	
1 時間		520 円		1,040 円						1 時間		500 円		1,000 円						1 時間	

(第 19 条関係)

中間市営野球場使用条例新旧対照表

改正後							改正前						
別表第 1(第 5 条関係) 野球場使用料							別表第 1(第 5 条関係) 野球場使用料						
時間 区分	午前 6 時 から午前 8 時半ま で	午前 9 時 から午前 1 時半まで	午前 11 時 半から午 後 2 時ま で	午後 2 時 から午後 4 時半ま で	午後 5 時 から午後 7 時半ま で	午後 7 時 半から午 後 10 時ま で	時間 区分	午前 6 時 より 午前 8 時 半まで	午前 9 時 より 午前 11 時 半まで	午前 11 時 半より 午後 2 時 まで	午後 2 時 より 午後 4 時 半まで	午後 5 時 より 午後 7 時 半まで	午後 7 時 半より 午後 10 時 まで
市内	3,240 円	3,240 円	3,240 円	3,240 円	3,240 円	3,240 円	市内	3,150 円	3,150 円	3,150 円	3,150 円	3,150 円	3,150 円
市外	6,480 円	6,480 円	6,480 円	6,480 円	6,480 円	6,480 円	市外	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円
備考							備考						
<ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校の生徒以下のものが使用する場合は規定使用料の半額とする。この場合において、当該使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に 25 を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に 100 を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。 							<ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校の生徒以下のものが使用する場合は規定使用料の半額とする。 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に 25 を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に 100 を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。 						
別表第 2(第 5 条関係)							別表第 2(第 5 条関係)						

夜間照明使用料

区分	料金		備考
	市内	市外	
30分 間	3,240 円	3,890 円	使用時間が30分に満たない場合は30分とする

夜間照明使用料

区分	料金		備考
	市内	市外	
30分 間	3,150 円	3,780 円	使用時間が30分に満たない場合は30分とする

(第20条関係)

中間市市民会館設置条例新旧対照表

改正後									改正前								
別表(第5条関係) 基本使用料 (単位:円)									別表(第5条関係) 基本使用料 (単位:円)								
施設区分		使用区分						冷暖房 料(1 時間当 たり)	施設区分		使用区分						冷暖房 料(1 時間当 たり)
		午前(9 時から 12時まで)	午後(1 3時から 17時 まで)	夜間(1 8時から 22時 まで)	午前~ 午後(9 時から1 7時まで)	午後~ 夜間(13 時から2 2時まで)	終日(9 時から 22時まで)				午前(9 時から 12時まで)	午後(1 3時から 17時 まで)	夜間(1 8時から 22時 まで)	午前~ 午後(9 時から1 7時まで)	午後~ 夜間(13 時から2 2時まで)	終日(9 時から 22時まで)	
大 水 二 ル	平日	10,370	15,550	18,140	23,330	30,330	39,660	8,750	大 水 二 ル	平日	10,080	15,120	17,640	22,680	29,480	38,560	8,510 /時
	土・日	12,960	19,440	23,330	29,160	38,490	50,160			12,600	18,900	22,680	28,350	37,420	48,760		
	曜日・ 休日																
小 水 二 ル	平日	5,180	7,780	9,720	11,660	15,810	20,480	3,020	小 水 二 ル	平日	5,040	7,560	9,450	11,340	15,370	19,910	2,940 /時
	土・日	6,480	9,720	12,310	14,640	19,830	25,660			6,300	9,450	11,970	14,240	19,280	24,950		
	曜日・ 休日																
楽屋1		1,040	1,560	1,940	2,330	3,110	4,150	220	楽屋1		1,010	1,510	1,890	2,270	3,020	4,030	210 / 時
楽屋2(和 室)		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110	楽屋2(和 室)		630	880	1,130	1,390	1,760	2,390	110 / 時
楽屋3		390	520	780	780	1,170	1,560	110	楽屋3		380	500	760	760	1,130	1,510	110 / 時
楽屋4		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110	楽屋4		650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	110
控室		390	520	780	780	1,170	1,560	110	控室		390	520	780	780	1,170	1,560	110

パントリ	1,040	1,560	1,940	2,330	3,110	4,150	110
ニ							
展示ロビ	650	910	1,170	1,430	1,810	2,460	—
ニ							
展示室(ギ	3,110	4,540	5,830	6,870	9,330	12,180	430
ャラリー)							
特別会議	3,760	5,570	7,000	8,420	11,280	14,640	650
室							
会議室 1	1,430	2,070	2,720	3,110	4,280	5,570	220
(2F)							
会議室 2	1,300	1,940	2,590	2,980	4,150	5,310	220
(3F)							
会議室 3	910	1,300	1,680	1,940	2,720	3,500	220
(3F)							
会議室 4	1,560	2,330	2,850	3,500	4,670	6,090	320
(3F・舞台							
付和室)							
会議室 5	780	1,170	1,430	1,810	2,330	2,980	110
(3F)茶室							
和室 1	520	780	910	1,170	1,560	1,940	110
和室 2	390	520	780	780	1,170	1,560	110
和室 3	520	780	910	1,170	1,560	1,940	110
附属設	規則で定める額						
備、備品							
等							
備考							

楽屋 4	630	880	1,130	1,390	1,760	2,390	110 / 時
控室	380	500	760	760	1,130	1,510	110 / 時
パントリ	1,010	1,510	1,890	2,270	3,020	4,030	110 / 時
ニ							
展示ロビ	630	880	1,130	1,390	1,760	2,390	—
ニ							
展示室(ギ	3,020	4,410	5,670	6,680	9,070	11,840	420 / 時
ャラリー)							
特別会議	3,650	5,420	6,800	8,190	10,960	14,240	630 / 時
室							
会議室 1	1,390	2,020	2,650	3,020	4,160	5,420	210 / 時
(2F)							
会議室 2	1,260	1,890	2,520	2,900	4,030	5,170	210 / 時
(3F)							
会議室 3	880	1,260	1,640	1,890	2,650	3,400	210 / 時
(3F)							
会議室 4	1,510	2,270	2,770	3,400	4,540	5,920	320 / 時
(3F・舞台							
付和室)							
会議室 5	760	1,130	1,390	1,760	2,270	2,900	110 / 時
(3F)茶室							
和室 1	500	760	880	1,130	1,510	1,890	110 / 時
和室 2	380	500	760	760	1,130	1,510	110 / 時

		の超過使用料は、使用目的にかかわらず、次のとおりとする。		
間の区分		超過使用料の額	摘要	
12時から13時まで	使用区分の9時から12時までの欄に定める基本使用料の額を3で除して得た額		備考2又は備考3に規定する使用における超過使用料は、左記の区分で得た額にそれぞれ備考2各号又は備考3に規定する率を乗じて得た額とする。	
17時から18時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額			
22時から9時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額に100分の120を乗じて得た額			
12時から13時まで		12時から13時まで	使用区分の9時から12時までの欄に定める基本使用料の額を3で除して得た額	
17時から18時まで		17時から18時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額	
22時から9時まで		22時から9時まで	使用区分の18時から22時までの欄に定める基本使用料の額を4で除して得た額に100分の120を乗じて得た額	

6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1

時間とみなして計算する。

7 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

8 市民会館を2日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

6 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

7 市民会館を2日以上連続して使用する許可を受けた場合の使用料は、使用する使用区分に応じた基本使用料とする。

(第 21 条関係)

中間市体育文化センター使用条例新旧対照表

改正後					改正前					
別表第 1(第 8 条関係) 体育文化センター使用料					別表第 1(第 8 条関係) 体育文化センター使用料					
スポーツ部門使用料	共用	区分		一般	高・中・小校 生	共用	区分		一般	高・中・小校 生
		卓球	1 式 1 回 (2 時間以 内)	390 円	310 円		卓球	1 式 1 回 (2 時間以 内)	380 円	300 円
		バドミントン	1 面 1 回 (2 時間以 内)	390 円	310 円		バドミントン	1 面 1 回 (2 時間以 内)	380 円	300 円
		バレーボール 軟式テニス バスケットボ ール	1 面 1 回 (2 時間以 内)	780 円	630 円		バレーボール 軟式テニス バスケットボ ール	1 面 1 回 (2 時間以 内)	760 円	610 円
	専用	午前の部	午後の部	夜間の部		専用	午前の部	午後の部	夜間の部	
		9 時 ~ 12 時	13 時 ~ 17 時	18 時 ~ 22 時			9 時 ~ 12 時	13 時 ~ 17 時	18 時 ~ 22 時	
		3,890 円	5,830 円	7,780 円			3,780 円	5,670 円	7,560 円	
	備考					備考				
	1 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する					1 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する				

休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

- 2 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。
- 3 市民以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める額の5割を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入とするものとする。

別表第2(第8条関係)

ホール 使用料	種別		時間帯						
			午前 の部	午後 の部	夜間 の部	午前と 午後 の部	午後と 夜間 の部	全日 の部	
			9時～ 12時	13時 ～17 時	18時 ～22 時	9時～1 7時	13時～ 22時	9時～ 22時	
基本 料金	平日	A	3,890 円	6,480 円	9,070 円	9,720 円	14,900 円	18,790 円	
		B	5,830 円	9,720 円	13,610 円	14,900 円	22,680 円	28,510 円	
	土曜日 曜祝日	A	4,670 円	7,780 円	11,020 円	11,660 円	18,140 円	21,380 円	
		B	7,000 円	11,660 円	16,460 円	18,140 円	27,220 円	34,340 円	

休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。

- 2 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。
- 3 市民以外の者が使用するときには、5割を加算した額とする。

別表第2(第8条関係)

ホール 使用料	種別		時間帯						
			午前 の部	午後 の部	夜間 の部	午前と 午後 の部	午後と 夜間 の部	全日 の部	
			9時～ 12時	13時 ～17 時	18時 ～22 時	9時～1 7時	13時～ 22時	9時～ 22時	
基本 料金	平日	A	3,780 円	6,300 円	8,820 円	9,450 円	14,490 円	18,270 円	
		B	5,670 円	9,450 円	13,230 円	14,490 円	22,050 円	27,720 円	
	土曜日 曜祝日	A	4,540 円	7,560 円	10,710 円	11,340 円	17,640 円	20,790 円	
		B	6,800 円	11,340 円	16,000 円	17,640 円	26,460 円	33,390 円	

別表第3(第8条関係)

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また、第1表の共用区分については、5割相当額を加算した額とする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。ただし、午後10時以降翌日の午前9時までは、次の表に定めるとおりとし、この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

区分	1時間当たりの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	使用時間の区分「夜間」の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	使用時間の区分「午前」の欄に規定する額の4割に相当する額

2 舞台練習、舞台準備のための舞台面(ステージ)のみ使用する場合の使用料

別表第2に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料(当該区分の使用時間を超えて使用するときの使用料は前項の規定により算出した額)の5割に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

3 冷暖房使用料

区分	金額(1時間当たり)
冷房使用料	9,180円
暖房使用料	9,720円

4 備品その他附属設備の使用料

別表第3(第8条関係)

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また第1表の共用区分については5割相当額を加算した額とする。ただし、午後10時以降翌日の午前9時までは、次の表に定めるとおりとする。

区分	1時間当たりの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	使用時間の区分「夜間」の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	使用時間の区分「午前」の欄に規定する額の4割に相当する額

2 舞台練習、舞台準備のための舞台面(ステージ)のみ使用する場合の使用料

別表第2に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料(当該区分の使用時間を超えて使用するときの使用料は前項の規定により算出した額)の5割に相当する額とする。

3 冷暖房使用料

区分	金額(1時間当たり)
冷房使用料	8,930円
暖房使用料	9,450円

4 備品その他附属設備の使用料

器具名	単位	金額(4時間につき)
フロアシート	全面	1,260円
折りたたみ椅子	500脚	1,260円

器具名	単位	金額(4時間につき)
フローシート	全面	1,300 円
折りたたみ椅子	未 満 500 脚 以 上	1,300 円 2,590 円
ピアノ	1台	1,940 円
金屏風	半双	1,300 円
スクリーン	1枚	650 円
放送装 置	アンプシステム	1式 1,940 円
	マイク	1本 390 円
	ワイヤレスマイク	1本 650 円
	エコーマシン	1台 1,300 円
	プレーヤー	1台 390 円
	デッキ	1台 390 円
照明施 設	フットライト	1式 910 円
	サイドスポットライト	1式 910 円
	ボーダライト	1式 3,240 円
	サスペンションライト	1式 2,590 円
	アッパーホリゾンライト	1式 1,560 円
	ロアホリゾンライト	1式 1,560 円
	シーリングライト	1式 3,500 円
	センターピンスポットライ ト	1台 6,480 円

		以上	2,520 円
ピアノ		1台	1,890 円
金屏風		半双	1,260 円
スクリーン		1枚	630 円
放送装 置	アンプシステム	1式	1,890 円
	マイク	1本	380 円
	ワイヤレスマイク	1本	630 円
	エコーマシン	1台	1,260 円
	プレーヤー	1台	380 円
	デッキ	1台	380 円
照明施 設	フットライト	1式	880 円
	サイドスポットライト	1式	880 円
	ボーダライト	1式	3,150 円
	サスペンションライト	1式	2,520 円
	アッパーホリゾンライト	1式	1,510 円
	ロアホリゾンライト	1式	1,510 円
	シーリングライト	1式	3,400 円
	センターピンスポットライ ト	1台	6,300 円

- (1) 使用時間を超過して使用するときの料金は、1時間ごとに1回の使用料の3割に相当する額を加算する。
- (2) ピアノ調律料は、実費を徴収する。

- | | |
|---|--|
| <p>(1) <u>使用時間を超過して使用するときの超過使用料は、1 時間ごとに 1 回の使用料の 3 割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過使用料に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。</u></p> <p>(2) <u>ピアノ調律料は、実費を徴収する。</u></p> | |
|---|--|

(第 22 条関係)

中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表(第 10 条関係) 中間市地域交流センター室別使用料金表					別表(第 10 条関係) 中間市地域交流センター室別使用料金表				
区分 室名	会議室等使用料 (1 時間当たり)	冷暖房料 (1 時間当たり)	備考						
			面積	収容人員					
会議室 1	320 円	220 円	61 平方メートル	48 人	会議室 1	320 円	210 円	61 平方メートル	48 人
会議室 2	220 円	220 円	32 平方メートル	24 人	会議室 2	210 円	210 円	32 平方メートル	24 人
和室	220 円	220 円	42 平方メートル	24 人	和室	210 円	210 円	42 平方メートル	24 人
調理室	320 円	320 円	42 平方メートル	21 人	調理室	320 円	320 円	42 平方メートル	21 人

(第 23 条関係)

中間市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第 4 章 料金、「メーター」使用料及び口径別納付金並びに手数料</p> <p>(料金)</p> <p>第 41 条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u>とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(「メーター」の使用料)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料は、当該使用料に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u>とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(口径別納付金)</p> <p>第 50 条の 2 (略)</p> <p>2 前項に定める口径別納付金は、当該口径別納付金に <u>100 分の 108 を乗じて得た額</u>とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第 5 章 管理</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>	<p>本則</p> <p>第 4 章 料金、「メーター」使用料及び口径別納付金並びに手数料</p> <p>(料金)</p> <p>第 41 条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に <u>100 分の 105 を乗じて得た金額</u>とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(「メーター」の使用料)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料は、当該使用料に <u>消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた額</u>とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(口径別納付金)</p> <p>第 50 条の 2 (略)</p> <p>2 前項に定める口径別納付金は、当該口径別納付金に <u>消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた額</u>とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第 5 章 管理</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>

第 54 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

第 54 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 4 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(第 24 条関係)

中間市立病院使用料及び手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (使用料及び手数料の額) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 前 2 項に定める使用料及び手数料は、当該使用料及び手数料に <u>100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>本則 (使用料及び手数料の額) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 前 2 項に定める使用料及び手数料は、当該使用料及び手数料に <u>消費税の税率 100 分の 5 を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、この場合において、10 円未満の額は四捨五入するものとする。</u></p>